# ID:　137

## 担当部署:　福祉課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 使用料の徴収 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町老人憩の家条例　第8条第1項 |
| **例規番号** | 平成19年条例第29号 |
| 【根拠条文】(使用料)第8条　使用者は、使用料を納付しなければならない。2　前項の使用料は、使用許可と同時に納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。【基準】根拠条文に同じ。 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |